



「火災予防月間」1月1日～31日にあたって

令和7年12月
那覇産業保安監督事務所
所長 高須賀邦充

鉱山で働く皆様、毎日のお仕事ご苦労様です。

今年も残り僅かとなりましたが、年末の繁忙期におかれましては、清掃や整備など、通常とは異なる作業を実施される場合があるかと思います。こうした慣れない作業では、手順の確認不足や危険箇所の見落としにより、ヒューマンエラーが発生しやすくなります。災害や事故を防止するため、作業前の手順確認や安全対策の徹底を改めてお願い申し上げます。

また、お酒を飲む機会も増え、気がゆるむ時期でもあるため、これまで以上に慎重な行動を心がけて、事故のない年末から新年を迎えるように気持ちを引き締めてがんばりましょう。

さて、沖縄鉱山保安対策委員会では、1月1日～31日までの間を「火災予防月間」と定め、保安運動を展開します。

気温が下がり、空気が乾燥するこの季節は、全国的にも火災の危険性が高まる時期となっています。令和7年9月末までの全国災害種別発生件数では、「火災」が最も多く、溶接作業の飛び火や重機類からの引火に起因する火災が多発しています。

プラントの改修等で溶接作業を実施する際には、火気養生の徹底や、重機類の燃料として保有する可燃性物質の適切な管理など、KY活動に基づく対策が重要です。加えて、消火器についても有効期限の確認のみならず、効果的に消火するための適切な配置と消火訓練等の実施などを行ってください。

皆様にはこの保安運動の主旨を十分にご理解いただくとともに、下記の事項を目安に点検・見直しを改めて行い、安全で災害のない職場を築いていきましょう。

新たな年を迎えるにあたり、引き続き安心・安全な鉱山保安の取組についてご協力いただきますようよろしくお願ひいたします。

来年も1年間、ご安全に!!

- ★ 火気禁止区域を設定していますか？
- ★ 「火気禁止」等の警標掲示をしていますか？
- ★ 可燃性物質をしっかりと管理していますか？
- ★ 消火器は適切な場所に配置され、有効期限は過ぎていませんか？
- ★ 重機類の燃料系統、電気系統など、しっかりと点検していますか？
- ★ コンセントとプラグの間にホコリが溜まっていますか？
- ★ コンセントがタコ足配線になっていますか？
- ★ 天然ガス鉱山の坑井の坑口周囲にガス漏洩検知警報装置を設けていますか？
- ★ 火災発生時の退避に必要な通路が確保されていますか？
- ★ 消火訓練、火災退避訓練を実施していますか？

<令和7年度 鉱山保安標語準入選作品>

人は間違う・機械は壊れる　日々の点検・合図・確認徹底し　安全職場へ気持ちちは一つ
真喜屋 健二（松原鉱山）

保安運動「火災予防月間」実施要領

令和7年12月
沖縄鉱山保安対策委員会

1. 期間

令和8年1月1日(木)～31日(土)までの1ヶ月間

2. 保安運動の趣旨

本運動は、鉱山の保安意識の高揚を図るため、沖縄鉱山保安対策委員会を推進母体とし、重点目標及び期間を定め実施している。特に本月間では、冬期の乾燥期を迎えるにあたり、可燃物の管理、消火設備の確認を実施することにより、火災防止に資することを目的とする。

3. 各鉱山の実施事項

(1) 保安委員会(保安会議・グループ会議)等の開催

鉱業権者、保安統括者(保安管理者)が中心となって保安委員会等を開催し、保安運動の意義、趣旨について鉱山労働者全員にその周知徹底を図るとともに、火気の取り扱いについて見直しを行い、災害の未然防止のための認識を深める。

(2) 火災の予防

鉱業権者、保安統括者(保安管理者)、作業監督者及び鉱山労働者等による調査・確認体制により、次の事項について一斉点検を実施し、その結果を評価するとともに改善を必要とする事項については早急に措置する。

また、必要に応じ、保安規程の関係箇所の実施状況についても確認することとする。

- ① 火気禁止区域の設定状況の確認
- ② 「火気禁止」等の警標掲示の確認
- ③ 可燃性物質の管理状況の確認
- ④ 消火器等の配置状況の確認
- ⑤ 消火器等の有効期限等の確認
- ⑥ 重機類の燃料系統、電気系統等の点検状況の確認
- ⑦ コンセントとプラグの間にホコリが溜まっていないかの確認
- ⑧ コンセントがタコ足配線になっていないかの確認
- ⑨ 天然ガス鉱山坑井の坑口の周囲に、ガス漏洩検知警報装置を設けているかの確認
- ⑩ 火災発生時の退避に必要な通路が確保されているか確認
- ⑪ 消火訓練、火災退避訓練の実施状況の確認

4. 各地区鉱山保安対策委員会の実施事項

各地区の委員長が中心となり、保安運動推進班を編成し、地区内鉱山を巡視して相互に啓発し合うほか、ビデオ上映会、講習会等の可能な手段により、効果的に運動を推進する。

5. 那覇産業保安監督事務所の実施事項

(1) 所長メッセージ及び推進票を鉱山に配布する。

(2) 必要に応じて監督官を派遣し、各地区保安対策委員会を支援する。

保安運動「火災予防月間」推進票

令和 年 月 日

(鉱山名) 鉱山

点検者氏名 _____

[点 檢 項 目]

チェック 備 考

I . チェック項目

(1) 火災予防のための措置

- | | | |
|----------------------------------|------------------------------|--------|
| ① 火気禁止区域の設定状況 | [<input type="checkbox"/>] | 規 15-1 |
| ② 「火気禁止」等の警標掲示状況 | [<input type="checkbox"/>] | 規 15-1 |
| ③ 可燃性物質の管理状況 | [<input type="checkbox"/>] | 規 15-1 |
| ④ 消火器等の配置状況 | [<input type="checkbox"/>] | 規 15-2 |
| ⑤ 消火器等の有効期限等の確認 | [<input type="checkbox"/>] | 規 15-2 |
| ⑥ 重機類の燃料系統、電気系統等の点検状況の確認 | [<input type="checkbox"/>] | 規 15-1 |
| ⑦ コンセントとプラグの間のホコリが溜まっていないか | [<input type="checkbox"/>] | 規 15-1 |
| ⑧ コンセントがタコ足配線になっていないか | [<input type="checkbox"/>] | 規 15-1 |
| ⑨ 天然ガス鉱山の坑井の周囲にガス漏洩検知警報装置を設けているか | [<input type="checkbox"/>] | 規 15-1 |

(2) 火災による被害拡大防止のための措置

- | | | |
|----------------------------|------------------------------|--------|
| ⑩ 建築物との間に退避に必要な通路が確保されているか | [<input type="checkbox"/>] | 規 15-2 |
| ⑪ 消火訓練、火災退避訓練の実施状況 | [<input type="checkbox"/>] | 規 17 |

II . 総合評価 (A:良好、B:部分改善必要、C:全体の見直し必要)

- | | |
|-----------------------|---------------|
| (1) 火災予防のための措置 | [A 、 B 、 C] |
| (2) 火災による被害拡大防止のための措置 | [A 、 B 、 C] |

規:鉱山保安法施行規則